

全国家康公ネットワークの共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国家康公ネットワーク（以下「家康公ネット」という。）が実施する徳川家康公顕彰事業（以下「顕彰事業」という。）の推進に寄与し、その気運を高めると認められる事業に係る家康公ネットの共催及び後援（以下「共催等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 家康公ネットが事業の企画または運営に参加するものをいう。
- (2) 後援 家康公ネットが事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について、後援名義を使用させることにより協力することをいう。

(共催等の対象事業)

第3条 共催等の対象となる事業は、法人その他の団体が実施する事業であって、次のいずれにも該当しないもののうち、顕彰事業の推進に寄与し、その気運を高めるものであると家康公ネット会長（以下「会長」という。）が認めるものとする。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 特定の宗教または政党の活動または宣伝等に関連するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適当であると認めるもの

(共催候補事業の承認の申請)

第4条 共催を受けようとする者は、あらかじめ共催の候補の事業（以下「共催候補事業」という。）として会長の承認を受けなければならない。

2 共催候補事業の承認を受けようとする者は、家康公ネット共催候補事業・後援事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類
- (2) 事業の目的、計画及び規模等を明らかにする書類並びに予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(共催候補事業の承認等)

第5条 会長は、前項第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、共催候補事業として承認し、家康公ネット共催候補事業承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による共催候補事業の承認にあたり必要な条件を付することができる。

(事前協議)

第6条 会長及び前条の規定により共催候補事業の承認を受けた者は、当該事業に係る共催の内容について、事前の協議を行うものとする。

(協定の締結)

第7条 第5条の規定により共催候補事業の承認を受けた者は、当該事業に係る共催に関する協定を締結するものとする。

(後援の申請)

第8条 後援を受けようとする者は、当該後援を受けようとする事業の開始予定日の1月前までに、家康公ネット共催候補事業・後援事業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類
- (2) 事業の目的、計画及び規模等を明らかにする書類並びに予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める書類

(後援の決定等)

第9条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは後援を決定し、家康公ネット後援事業決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による後援の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(後援の期間)

第10条 後援の期間は、前条に規定する後援決定の日から当該事業の完了日までとする。

(変更等の届出)

第11条 共催候補事業の選定を受けた者、第8条の規定により共催に関する協定を締結した者及び後援の決定を受けた者(以下これらを「選定を受けた者等」という。)は、当該選定、協定もしくは決定に係る事業の内容その他当該選定、協定もしくは決定に係る事項を変更し、または当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって会長に届け出なければならない。

(是正の措置等)

第12条 会長は、選定を受けた者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに是正の措置を求め、または当該選定もしくは決定を取り消し、もしくは当該協定を解除することができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当したとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が不適当であると認めるとき

(選定を受けた者等の責務等)

第13条 選定を受けた者等は、共催等の名義を使用する際は、第三者に誤解を生じないよう適正に用いるものとする。

(事業完了の報告)

第14条 第8条の規定により共催に関する協定を締結した者及び後援の決定を受けた者は、当該共催等に係る事業が完了したときは、速やかに家康公ネット共催・後援事業完了報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月16日から施行する。